

特別の理由による任意予防接種費用の助成について



骨髄移植手術等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種を受ける方に対し、経済的負担の軽減と感染症予防を目的として、再接種の費用を助成します。事前の手続きが必要ですので、備前市役所 保健課健康係(☎64-1820)までご相談ください。

◆対象者 次の①～③すべての要件を満たす方

- ①骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- ②予防接種の再接種を受ける日において、備前市内に住所を有すること
- ③接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、定期予防接種の規定により接種してあること

◆助成対象予防接種

・平成30年4月1日以降に接種した、定期予防接種A類のワクチン

(予防接種法で定める特定疾病の予防接種のうち、長期療養特例のある特定疾病は既定の年齢まで)

長期療養特例のある疾病と規定の年齢

- ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風(四種混合)…15歳未満
- 結核(BCG)…4歳未満
- Hib感染症…10歳未満
- 小児の肺炎球菌感染症…6歳未満

◆助成金額

予防接種にかかった費用

※ただし、予防接種の種類毎に上限あり

◆手続きの流れ

申請者

備前市

①予防接種を再接種する前の手続き

「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)」を記入し、提出

《添付書類》

- ①特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書(様式第2号)
- ②骨髄移植その他の理由が生じる以前の、定期予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳等)

③予防接種の再接種

認定通知書を受け取った後、医療機関で再接種を受ける

予防接種費用は、接種を受ける医療機関の窓口にて、いったん実費でお支払いください

④予防接種を再接種した後の手続き

予防接種を再接種した日から2年以内に、「特別の理由による任意予防接種費用助成申請書兼請求書(様式第5号)」を記入し、提出

《添付書類》

- ①領収書 原本
- ②予診票の写し(接種時に使用したもの)

②申請受付・助成対象認定

申請受付後、審査し、「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を発行

※審査の結果、不認定とした場合は「特別の理由による任意予防接種費用助成対象不承認決定通知書」にて通知します

⑤申請受付・接種費用助成

申請受付後、審査し、「特別の理由による任意予防接種費用助成決定通知書」により、助成金額を通知

※審査の結果、不認定とした場合は「特別の理由による任意予防接種費用助成不承認決定通知書」にて通知します

【問い合わせ】 備前市役所 保健課健康係 (0869)64-1820